

暮らしに「ほっ」を届けるマガジン

コロポックル

Koropokkuru 札幌司法書士会広報誌

vol. 11
2016 冬・春号

特集

東日本大震災
仮設住宅の巡回相談と
復興の現場から

シリーズ

もしも不動産登記制度が
なかったら…
私の不動産が他人の物って?!



コロポくん

屈斜路湖

[編集・発行] 札幌司法書士会 札幌市中央区大通西13丁目中菱ビル6F
TEL.011-281-3505 FAX.011-261-0115 <http://www.sihosyosi.or.jp>

もしも〇〇がなかったら シリーズ 第1回

もしも不動産登記制度がなかったら… ～私の不動産が他人の物って?!～

【登場人物紹介】

桐原 法子
司の妹。ちょっとだけお調子者の兄が先に司法書士になり、その背中を見て(案じて?)自らも司法書士になった。



桐原司法書士事務所

桐原 司
法子の双子の兄。司法書士。



佐倉 さん



百瀬 さん



法子：ねえ、司に、私今朝方、目覚めの悪い夢を見たの。

司：ほんと、格安でこんなに良い物件が手に入るなんて、嘘みたいだよな。

司：え、なにに？ヤミ金に言い負かされる夢でも見たの？

法子：それも腹立つわー…でも、その方がまだマシだわ。

得々：お気に召す物件をご紹介できて、何よりです。おっしゃる通り、この物件は弊社でもなかなか扱う機会がないくらいの超優良物件ですから。さすが桐原様ですね、仕事ができる方は運も良い！住宅ローンのほうも、問題なく事前審査が通りましたし…そろそろご契約の手続きを。

司：どんな夢さ？

法子：どういわけか不動産登記制度が廃止されていて…

司：おいおい、不動産登記制度がないってことは、登記簿もないってことだろ？不動産を買うときに事前確認ができないじゃないか。恐ろしいな、それこそトラブルだらけだろうさ。…で、どんな夢だったの？

司：そういえば売主さん、この物件の今の持主って、どんな人なんですか？こんな良い物件が格安なんて、ほんとは何かあるんじゃない？ひょっとして…出ちゃったり!?

ここからは、法子ちゃんの夢の中の世界。司くんと法子ちゃんは、不動産仲介会社「得々不動産」の担当者で、マンションの内覧に来ているようです。二人とも、この物件がとっても気に入った様子で、司くんは購入する気満々なようです。…でも、この世界では不動産登記制度が廃止されていますよ。本当に大丈夫？



法子：司に、良い物件が見つかってよかったね！

得々：いえいえ、私ども不動産仲介業者は、そのような「いわくつき物件」の場合、きちんとご説明する義務がございます。この物件は、そのようなことはありません

のでご安心ください。売主は「得田真」という方で、実は弊社の代表取締役なんです。このたび得田が別の場所に自宅を新築したため、こちらのマンションを売却することになりました。得田は若くて将来性のある方を応援することが社会貢献になると考えておりまして、そのような方にこちらのマンションを低価格でお譲りしたいと希望していたのですよ。桐原様のような方にご購入いただければ、得田も大満足でしょう。ありがとうございます。

佐倉：そんなはずは…1001号室は、僕が入居する部屋ですよ。お間違えでは？

司：いやいや、間違うわけが…

法子：すみません、突然兄が失礼いたしました。初めまして、桐原法子と申します。

佐倉：佐倉と申します、よろしくお願ひします。

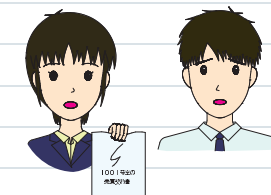
法子：(トクダ マコト?どこかで聞いたような気が…)

法子：早速申し訳ありませんが、佐倉さん、兄は間違えてはおりません。このとおり、1001号室の売買契約書もありますから。

司：いやあ、立派な社長さんですね!そのような方から物件を購入できて幸せです!!

得々：他に問題が無いようでしたら、重要事項のご説明と契約のお手続きに進みたいと思いますが…

司：はい、喜んで!!



—数日後—

司：売買契約も住宅ローンの申し込みも終わったし、手付金もちゃんと支払ったし。

佐倉：これは…どういことですか?僕は今日、売買代金全額を支払って、部屋の中を確認しに来たところなんですよ?

法子：住宅ローンの本審査も問題なさそうだから、次はローンの契約をして、融資が実行されたら売買代金の残額を支払って、手続き終了ね。…なんだか順調すぎてちょっと心配だけど。

司：なんですって!?

法子：司に、急いで1001号室の登記簿を確認しなきゃ。

司：大丈夫だって!入居するのが楽しみだなあ。そうだ、マンションの周辺を歩いてみない?

司：法子、不動産登記制度は廃止されたら?

法子：ああもう!! **登記簿がないと、今の所有者が誰か確認できないじゃない!!**司に、とにかく得々不動産に電話を!

法子：そうね、入居してから困らないように、いろいろチェックしておいた方がいいわね。

司：あ、ああ、そうだな。

—マンションエントランス付近—

法子：どう?

司：…あ、マンションから誰か出てくる。挨拶をしておこう。こんにちは。ここのマンションの1001号室に入居することになりました、桐原と申します。

司：…繋がらない。

佐倉：えっ今、何号室と?

法子：佐倉さん、この物件は、どなたから買ったんですか?

司：1001号室ですが。

佐倉：不動産仲介会社の得々不動産の社長で、得田真、っていったかな?

法子: そんなことがあったんですね。梅本さん、回復されていけば良いですけど…

百瀬: 娘さんの話では、梅本さんは脳出血で倒れられて、意識の回復が難しいそうですの。

法子: …と、いうことは? 梅本さんのために成年後見人が選任されていない限り、そもそもお隣の部屋を得田に売ることなんてできないわよね。

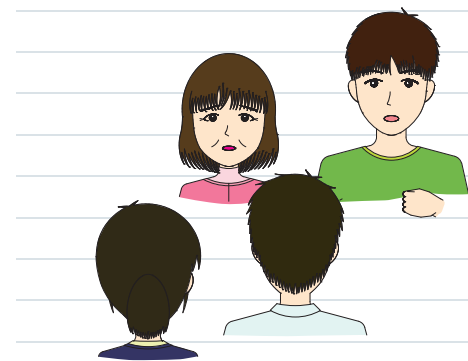
司: たしかに。梅本さん本人は、意思を伝えることができないんだから、売買契約なんてできっこない。

百瀬: 娘さんの話では、梅本さんが少し回復したら、また戻ってくる予定でしたから、売ってしまったなんて、変だとは思っていましたのよ。

佐倉: そんな… やはり得田も得々不動産も、僕らを騙していたんだ。訴えてやる!!

法子: ええ、もちろんそうすべきですけど…

司: 訴えるべき相手の得田も得々不動産も、そもそも偽名で実在しないかも…



司: そりゃあ、夢見が悪すぎるわ。…あ、そうか、「得田真」って名前、この間法子が電話していたヤミ金が名乗ってたんだろ?

法子: そうそう、アクトクさんだわ。

司: じゃなくて、トクトクファイナンスだろ?

法子: どうでもいいけど、今回の夢でつくづく実感したわ。やっぱり登記がないと大変なことになるね。

司: うん、不動産登記制度には公示の原則があって、不動産の登記簿を取れば、対象の不動産がどこにどのような状態で存在しているのか、誰がその不動産を所有しているのか、借金の担保になっていないかなどが全て読み取れる。夢の中の佐倉さん…僕もだけど、売買契約の前に登記簿を確認できていれば、得田がマンションの所有者ではないことが一発で分かったはずなんだ。

法子: 仮に得田が所有者だったとして、夢の中の佐倉さんと司にいのうち、二重に売買契約をした場合は、佐倉さんと司にいのうち、先に所有権移転登記(前所有者から新所有者へ名義を変える登記)をした方が、その物件の所有権を取得するのよね。

司: そう。権利を主張できる人が複数いる場合は、もう早い者勝ち。誰の目から見ても明らかになるように、登記簿に権利を記録した人を優先させるということだよな。

法子: 不動産を購入したら、すぐに所有権移転登記をして自分名義に変えなきゃ、何があるかわからないわよね、ほんとに怖いわ。

司: そういうリスクがあるからこそ、僕ら司法書士が登記の専門家として、迅速に登記手続きを行う必要があるってものなのさ。

法子: 司法書士は登記申請をする前に、必ず売主さんと買主さんの本人確認と意思確認をしっかりと、売主さんから買主さんへの所有権移転登記に必要な書類の引き渡しと、買主さんから売主さんへの代金の支払いの確認までするから、安全な取引ができるのよね。

司: それより法子、夢のせいで寝不足だろ? たまには休んでいいぞ。一日くらい僕一人でも平気だからさ。

法子: ありがとう、気持ちだけで十分だよ(後が怖いもの～)。

《おしまい》

記事・イラスト: 小原有津子

司法書士が答える

「ほっ」と相談室 vol.11

～相談内容～

相続人がいない場合、財産はどうなってしまうのか。



私には親、兄弟などの身寄りがなく、ずっと一人で暮らしてきました。遠い親戚はいますが、疎遠になっていて、私が死んだ後に私の家や財産がどうなってしまうのか、とても不安です。



亡くなられた方に相続人がいるのかどうかは、戸籍をみて判断します。戸籍にはその人が「生まれた」「結婚した」「亡くなった」などの重要な出来事が記載してあるので、ほとんどの場合は、戸籍をみればその人に相続人がいるのかがわかります。

私たち司法書士も、亡くなられた方の生まれたときから亡くなるまでの戸籍をすべて集めて、それを隅々までみて相続人の判断をします。一般的には、結婚しているのか、子どもはいるのか、いないのであれば親は生きているのか、すでに亡くなっているのなら兄弟姉妹はどうか、兄弟姉妹も亡くなっているのなら甥や姪はどうか、など法律で定められている順番に従って、相続人を調べていきます。



そうなんですか。そういえば前に、相続人がいない人の財産は国のものになるというような話をチラッと聞いたことがあるんですが…



たしかに、相続人がいない人の財産は最終的には国のものになるという法律はあります。でもそのためには、まず相続財産を管理する人を選任するという手続きが必要になります。この手続きはたとえば、亡くなった方に住宅ローンを貸し付けている金融機関など、一定の利害のある者が家庭裁判所に申し立てることによりスタートします。そして、選ばれた管理人が相続人を搜索したり、財産の清算手続きをします。また内



今回の回答者

札幌司法書士会所属
司法書士

奥田悠太

縁関係にあった人など、相続人ではないけれど、特別な関係にあったと家庭裁判所が認めた人に、財産を引き継がせることもあります。

それにもかかわらず財産を引き継ぐ人がいなくなったときに、はじめて国のものになります。つまり亡くなくてもすぐに国のものになるわけではないですし、当然に国の人がなんとかしてくれるわけでもありません。

ちなみに、戸籍上は相続人がいるにもかかわらず、その人が行方不明の場合は、また別の手続きが必要となりますのでご注意ください。



放っておくのは問題がありそうですね。それでは私はどうしたらよいのでしょうか。



そうですね。遺言を残しておくことをお勧めします。是非じっくり考えてみてください。

たとえば自分の財産を、お世話になった人に譲りたいとか、有効に活用してくれる人に使ってもらいたいとか、ゆかりのある団体や施設に寄付したいなど、自分の財産をこうしたい、という思いが少しでもあるなら、遺言を残しましょう。ただし、財産をもらう側にも税金対策など、様々な準備が必要になるので、しっかり話し合っておくことも大切です。

また、遺言執行者という、遺言をそのとおりに実現してくれる人を選んでおくことも重要です。もし心当たりがなければ私たち司法書士もお手伝いできますので、ご相談いただければと思います。



わかりました。自分の財産をどうしたいのか、もう一度じっくり考えてみることにします。

イラスト: マルヤマクマ

東日本
大震災

仮設住宅の巡回相談と 復興の現場から

商業施設
「シーサイドタウン マスト」
の中にある
大槌町司法書士
相談センター

壊滅的被害をもたらした東日本大震災から、今年の3月11日で丸5年となります。札幌司法書士会では、震災が起きた平成23年の12月から、岩手県司法書士会が行う大槌町相談センター及び仮設住宅の巡回相談について、月1回相談員を派遣しています。そこから、大槌町、釜石市、山田町周辺の現在の状況をお伝えします(取材日 平成27年11月21日・22日)。



1 復興政策の大まかな仕組み

震災後、津波等の被害が大きかった地域は新たに「災害危険区域」に指定され、基本的に住宅やアパートなど人が住むための建物を建てることができなくなりました。今後は商工業用地や公園などになっていきます。住んでいた方々は、既に建っている住宅には住み続けることができますが、移転先は自分で探すか、自治体が高台などに整備した住宅用地に集団で移り住む(防災集団移転促進事業)こととなります。



山田町のかさ上げ工事。山を削って高台にし、土砂をベルトコンベヤで運搬して地盤に盛る。

被害は深刻だったものの災害危険区域に指定されなかった地域は、移転はせずに、道路などの街並みを整備し、地盤に土を盛ってかさ上げ工事をしたうえで住宅着工としたり(土地区画整理事業)、市街地や漁業集落など地域性に対応した事業も行われます。

住まいを失った方は、各種補助金を受けて自力で再建するか、被災者を対象に自治体が建設する公営住宅に入居するか、いずれかの支援を選択します。



海を隔てる防潮堤の整備。併せて避難対策も強化していく。

2 仮設住宅の巡回相談から聞こえる現状



仮設住宅の巡回相談の様子。1軒1軒声掛けする。

岩手県の仮設住宅にはまだ2万人近くの方が暮らしていますが、この先の見通しが決まったという方が少しずつ増えてきました。復興事業で家を取り壊しとなったので最近入居したという方もいますが、空室も出てきています。

それでも、もとのような安心した生活を取り戻すことの難しさが垣間見えます。今まで住んでいたところと別の場所に家を建設中という方は、「移転先も津波の被害があったところで、高台に行きたくても土地がない。また津波が来たら流されるのでは」と不安そうに話します。津波は恐ろしいとしながらも、長年その地区に住み続け、「今更他の場所に移る気はない」という方は多いと思われま

す。被災者向けの公営住宅も、近所付き合いが希薄との話があり、生活費が増えるなどの理由から、高齢での入居をためらう方がいます。また一旦入居するとそこで支援終了となるため、原則としてその後住宅再建をしたくても補助金を受けられない、他の公営住宅への転居ができないなどの側面もあります。介護が必要で子の家の近くに入居したいなどの需要にも、もともとの近隣住民の入居が優先されるなど諸条件

が壁となり、対応が難しいケースが多いようです。

民間アパートの家賃や建築資材は高騰しているといわれ、復興計画自体も予定より遅れています。2～3年後に公営住宅の入居が決まったという方は、「張りつめていた気持ちがゆるんでしまい、そんな先まで気持ちがもたない」と話します。震災で多くを失い、簡素な仮設住宅で、先行きのなかなか見えない生活が続くことがいかに過酷かを物語ります。未だに深い悲しみや苦悩を抱え、今後のことなど考えられないという方もいます。

震災時のことは、話したくないという方もいますが、話すことで気持ちが整理できたという方もいるそうです。震災から約5年が経ち、今後の見通しが決まった・決まらないというような現実的な違いが出てきていますが、事情や背景、心の面も人によって様々で、今後もきめ細かな対応が必要となってくるのではないかと思います。



仮設住宅の向こうに建つ新築の復興公営住宅(釜石市)。まだ空きはあるという。

3 写真でたどる現在の状況

14世紀に築かれた山城の跡が残る大槌町の城山公園からは、大槌町が一望できます。震災前の中心市街地の様子がパネルで紹介されています(写真①)。

① 震災前



写真①の中央の小鮎川水門は15mの高さでしたが、津波はそれを乗り越え甚大な被害をもたらしたそうです。現在の様子(写真②)と見比べると、広範囲で多くの建物が津波に流され、がれき等が取り除かれ、土木工事段階となっていることがうかがえます。

写真②の中央からやや左にある、白いフェンスで囲まれた建物は旧大槌町役場です(写真③)。時計の針は止まったまま)。ここでは災害対策会議を行っていた当時の大槌町長と40名の職員が津波で亡くなりました。庁舎の一部が残されており、その被害を直に伝えます。ただ地元では「見るのがつらい」との声や維持管理費用の問題もあり、保存か解体かで議論されています。

国道にはいたるところに「津波浸水区間」の標識があります(写真④)。実際の震災での津波をもとにした表記になっています。一見、標高が高く海から離れたように思える地点にも立っており、平常時

② 震災後



から避難行動の目安として見る者に訴えかけます。震災前は住宅密集地だった地域も更地が広がり、かさ上げ工事が行われています(写真⑤)。2019年のラグビーワールドカップは釜石でも開催されることが決まっていますが、新スタジアム建設予



うのすまい
定地である鵜住居周辺も、かさ上げ工事の真っ最中です。復興への希望だという声がある一方で、2020年には東京オリンピックも控え、生活に直結する復興事業が遅れるのではないかと不安を訴える声があがっています。

地方には建物の土台や基礎が残っているところもまだあり、街中でも、震災当時につけられたとみられるマーカー(写真⑥)。「建物内の搜索終了」など意味は地域によって異なる)や、津波で床が抜けた建物(写真⑦)が残っています。



山田町の仮設商店街には様々な店舗が並んでいます(写真⑧)。釜石市内中心部など、建築ラッシュを迎えているところもあります。沿岸部は風光明媚な景色が広がり、スーパーには「どんこ」「まんぼう」など地元の旬の海産物が多く並び、飲食店で

おいしく頂けます。少しずつ、地域差もありますが、復興の明るいさを感じることができます。



4 さいごに

仮設住宅で「もう慣れた。仕方ない」と明るく話す人がいました。そう話せるようになるまで様々な葛藤、苦悩、あきらめがあったように感じました。大自然の前に人は無力だとも思います。それでも、被災された方々、震災当時を残す現場、復興へと進む光景は多くのことを伝えてくれます。

北海道にも、岩手・宮城・福島から2千人以上の避難された方がいます。1日も早いそれぞれの復興を心から祈ります。



集会所完成の祝賀会で披露されていた釜石市の郷土芸能「虎舞」

取材:國分三恵子 写真:國分三恵子・高橋美幸



空き家問題を考える!

皆さんは、空き家のことで困ったことはありませんか?

- ①隣の空き家が所有者も分からず放置されたままで物騒なうえに落雪の危険もある
- ②空き家を相続したけど古くて売れないし取り壊す費用もかかるので放置している
- ③相続人に認知症の人がいて遺産分割協議ができないまま空き家になっている...

最近はこのような空き家に関する困りごとで相談に来られる市民の方が多くなってきているようです。それもそのはず、平成26年度実施の住宅・土地統計調査結果によると、**全国の総住宅数約6000万戸のうち空き家は820万戸で、空き家率は13.5%に達しています。実に7戸に1戸近くが空き家となっているのです。**北海道内の地方都市ではこの割合はさらに高くなっているのが実情です。

このように空き家が増加している背景には様々な要因が考えられますが、主なものとしては、人口の減少、住宅の老朽化、社会ニーズの変化や産業構造の変化などが挙げられています。特に、上記の例で言えば②や③のように相続を契機として空き家問題が発生するケースが多いようです。日本司法書士会連合会が平成27年8月23日に行った「空き家問題110番」では全国から377件の相談が寄せられましたが、その中でも、空き家となった原因が所有者の死亡によるもので今まで相続できずにいた方が60%以上おりました。このように相続

登記がされないまま放置され続けると、さらに相続が発生するなどして相続関係がますます複雑化しかねません。

また、空き家の放置が進むと、建物の倒壊や火災等の危険により防災性が低下し、不審者の侵入等により防犯性も低下していくばかりか、不法投棄、衛生上の悪化、風景・景観の悪化にも繋がる可能性があります。

そこで、国は、「**空家等対策の推進に関する特別措置法**」(平成27年5月26日施行)を作って、空き家対策に向けて本格的に動き出しました。この法律により、空き家の持ち主には適切な管理をする責務が明記され、一定の空き家(「特定空家等」と言います)については行政が修繕・撤去の指導や勧告・命令が出来るようになり、もし命令に従わずに放置し続けた場合は行政が強制的に撤去し、その費用を持ち主に請求できることとなりました。一方で、札幌市などの自治体によっては修繕や撤去に要する費用を補助できる仕組みも作られつつあります。金融機関でも空き家対策をサポートするための金利優遇措置などが少しずつ始まっています。

いずれにしても、まずは相続登記をするなどして空き家の所有者を確定させることが先決となりますので、空き家問題や相続について悩み事や困りごとがありましたら、司法書士会またはお近くの司法書士事務所へ是非ご相談下さい。



記事:岩井英典

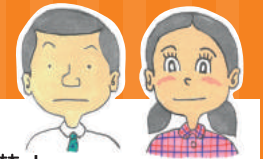
『障害者差別解消法』が平成28年4月に施行されます

平成28年4月に、『障害者差別解消法』(正式名称:障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律)が施行されます。

この法律は平成18年に国連総会で採択された『障害者の権利に関する条約』(日本は平成19年に署名、平成26年2月発効)の締結にむけた国内法制度の整備の一環として作られました。

また、『障害者基本法』(昭和45年法律第84号)という法律の、差別禁止の基本理念を具体化するものでもあります。

この『障害者差別解消法』では、国・地方公共団体等の行政機関や民間事業者を対象として障害者に対する「差別を解消するための措置」などを定めました。(ただし、一般の人が個人的にとる行動・言論等はこの法律の対象外となります。)



差別を解消するための措置

①不当な差別的取扱いの禁止

行政機関・民間事業者ともに**法的義務**

<不当な差別的取扱いの一例>

- ・本人を無視して、付き添い人のみに話しかける
- ・障害を理由に窓口対応を拒否する
- ・障害を理由に、特に必要が無いのに付き添い人の同行を求める等の条件を付ける、逆に支障がないにもかかわらず、付き添い人の同行を拒む等

②合理的配慮の不提供の禁止

行政機関は**法的義務**、民間事業者は**努力義務**※

<合理的配慮の一例>

- ・車椅子利用者が乗り物に乗る際に手助けをしたり、お店で高い所に陳列された商品を取って渡すなどの配慮
- ・筆談、読み上げ、手話などを用いてコミュニケーションをとることや、分かりやすい表現を使って説明をするなどの配慮
- ・災害時の緊急情報を音声で伝えるだけでなく、視覚的に伝わるようにする等情報伝達方法の配慮等

※するように努力するという事

もし不当な差別的取扱いを受けたり、合理的配慮が提供されなかった場合は、例えばそれが行政機関によるものであれば、まずはその行政機関の苦情相談窓口に出向いて対応してもらったり、人権に関する場合は(地方)法務局に相談する方法もあります。また、人権侵害の被害にあった場合は、(地方)法務局に対して「人権侵害被害申告」をする手続きもあります。詳しくはお近くの司法書士にご相談ください。

『障害者差別解消法』は、障害者への差別をなくすことにより、全ての国民が、障害の有無で分け隔てられることなく、お互いを尊重し合いながら共に生きる社会の実現を目指しています。今回の施行を機に、皆様も周りの人と話し合っ、あらためて理解を深めてみてはいかがでしょうか。

記事:佐野綾子 イラスト:マルヤマクマ

<出典・参考>

内閣府ホームページ内「障害を理由とする差別の解消の推進」関連項目

Kid's お仕事チャレンジフェスタ#3 in札幌ドーム 出展

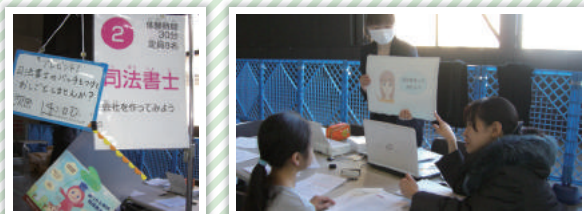
平成28年1月9日(土)～11日(月・祝)
主催/株式会社Mammy Pro ママNavi編集部

子どもの仕事体験イベントに札幌司法書士会のブースが登場しました。テーマは「会社を作ってみよう」。お子さんは司法書士バッジをつけてもらって、いざ仕事開始です。

～カフェを始めたいという仲良し4人組が司法書士事務所にやってきます。～

- ・会社のルールブック「定款」って何だろう？
 - ・4人が持ってきた印鑑は「実印」かな？
 - ・会社設立の「登記申請書」はできたかな？
- など、体験を通して手続きを学んでいきます。

特に印鑑を押す作業は、普段なかなかしない体験のようで、夢中になるお子さんも。小学校高学年を対象とした内容でしたが、幅広い年齢のお子さんに興味を持っていただき、3日間通して60名の小さな司法書士が誕生しました。皆さま、お仕事お疲れさまでした！



官公庁食堂めぐり vol.3 江別市役所内地下食堂

今回訪れたのは、江別市役所内地下食堂。人気メニューは日替わりメニューのAランチで、午後1時前には完売となります。また、Bランチも人気です。個人的には田舎風醤油ラーメンが一押しです。どなたでも利用できますので、お近くでの用事の後、こちらで昼食はいかがでしょうか。早速、食堂責任者の山田睦さんに、人気メニューの詳細を教えてくださいました。

食堂責任者
山田睦さん



Aランチ(500円)



用され、卵とチーズでとじられております。そのため、他人丼という名前が付けられております。

日替わりメニューで、取材当日は他人丼でした。パッと見は親子丼ですが、中身が違います。かなり違います。鶏肉ではなく豚肉が使用

Bランチ(500円)



日替わりメニューで、取材当日は和風パスタでした。

田舎風醤油ラーメン(480円)



これは札幌からこの食堂の田舎風醤油ラーメンを食べに行きたいです。

個人的に一押し。スープです。スープがおいしいんです。ほんとうです。あっさりしているけれどコクがあるんです。おた

江別市役所内地下食堂

場所 / 北海道江別市高砂町6番地(江別市役所地下1階)
営業時間 / 11時00分～14時00分 交通手段 / JR高砂駅から徒歩約7分

取材・記事:中西晃弘 イラスト:マルヤマクマ

お知らせ

大家さん・不動産会社の皆さんのための 賃貸トラブル予防セミナー

日時 / 平成28年3月19日(土)14:00～17:00
(14:00～16:00 セミナー、16:00～17:00 相談会)
場所 / 「かでの2・7」510会議室(札幌市中央区北2条西7丁目)

アパート・テナントをお持ちの方などを対象に、住人同士や退去時のトラブルなどについて解説します。希望者は個別相談をお受けしますので、実際にご使用の賃貸借契約書をご持参ください。これからアパート経営をお考えの方の参加も大歓迎です。

参加無料・事前申込不要です。もれなく相続・成年後見に役立つ小冊子を進呈いたします。

※お問合せ 札幌司法書士会(011-281-3505)



場所 / 札幌市北区北8条西2丁目
札幌第1合同庁舎1階(札幌法務局本局内)

平日10:00～16:00に司法書士が無料で登記相談をお受けします。

覚えてすぐ使える!!

ワンポイント手話教室

『おめでとう』

軽くにぎった
両手を同時に
開きながら
上げる。
(花火が打ち上がる様子)



ご意見・ご感想と協力施設・店舗を募集しています

札幌司法書士会広報誌「コロポックル」のご意見・ご感想を下記までお寄せください。よりよい「コロポックル」作成への参考とさせていただきます。また、コロポックルの配布(設置)協力施設・店舗を募集しています。ご協力頂ける方は、下記までぜひご連絡ください。

郵便 〒060-0042

札幌市中央区大通西13丁目中菱ビル6F
「札幌司法書士会 コロポックル係」宛

TEL 011-281-3505

FAX 011-261-0115

H P <http://www.sihosyosi.or.jp>

コロポックルの
バックナンバーも
公開中です!!

編集後記

前号で実施いたしました読者アンケートにご協力をいただいた皆様、誠に有難うございました。おかげさまで、たくさんの貴重なご意見が集まりましたことを、重ねて御礼申し上げます。

制作サイドの予想に反し、多少込み入った記事も「面白かった」とおっしゃっていただけたり、また、意外な疑問を投げかけていただいたり…たくさんのご意見に広報部一同感激いたしました。

皆様から頂きましたご意見をもとに、より良い広報誌を目指し制作に励みたいと思います。今後とも「コロポックル」をどうぞ宜しくお願い申し上げます。

佐野綾子

【司法書士の主な業務】

※司法書士法第3条に定められている司法書士の業務範囲に関する相談をお受けします。

- 売買・相続などの不動産登記手続の代理
- 会社設立・役員変更などの会社・法人登記手続の代理
- 簡易裁判所における訴訟・調停、相手方との交渉の代理(140万円以下の民事事件。法務大臣認定の司法書士が行います。)
- 裁判所へ提出する書類(訴状、離婚・相続に関する申立書類等)の作成
- 認知症などで判断能力が不十分な方への成年後見制度による支援
- 遺言、賃貸借、借金・お金のトラブルなどのご相談

相談
無料

札幌司法書士会法律相談センター

〈面談(予約制)による相談センター〉 申込方法: 下記番号まで、希望相談日時をご予約ください。

面談予約 **011-272-9035** 受付時間/月~金 ▶ 9:00~17:00

※ 祝祭日・年末年始・お盆期間を除く

住所: 札幌市中央区大通西13丁目 中菱ビル3階 相談員: 認定司法書士
下記地区においても相談を受けています。

- 滝川地区 / 0125-23-7737
- 苫小牧地区 / 0144-33-8885
- 小樽・余市地区 / 0134-62-6734
- 岩見沢地区 / 0126-20-2575
- 室蘭地区 / 0143-46-8585
- 夕張地区 / 0123-56-5666



札幌司法書士会ADRセンター

ADR(裁判外紛争解決手続)とは、身の回りで起こる様々なトラブルを、裁判ではなく話し合いで解決することを目指す手続です。公正中立な第三者が間に入り当事者の自主性を尊重しながら、柔軟な和解解決を図ります。

電話予約 **011-272-0090** 受付時間/月~金 ▶ 9:00~17:00

※ 祝祭日・年末年始・お盆期間を除く



相談
無料

女性司法書士による女性のための法律相談窓口

なのはな相談センター

女性からの法律相談および手続に関するご相談をお受けする常設の相談窓口です。女性相談員が女性特有の問題、身の回りのトラブル、登記、相続手続、成年後見、債務整理などのご相談をお受けします。

電話相談 **011-522-5625**

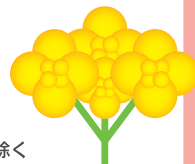
電話相談受付時間/月・水・金 ▶ 12:00~15:00 火・木 ▶ 16:00~19:00

面談予約 **011-272-9035**

面談予約受付時間/月~金 ▶ 9:00~17:00

※ 祝祭日・年末年始・お盆期間を除く

面談日時/木曜日 ▶ 17:00~/18:00~/19:00~



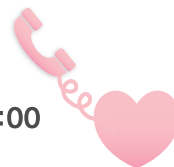
相談
無料

困りごと“ほっと”ライン 〈電話相談センター〉

電話相談
ダイヤル

011-211-1585 受付時間/月~金 ▶ 13:00~16:00

※ 祝祭日・年末年始・お盆期間を除く



詳しくはホームページをご覧ください

<http://www.sihosyosi.or.jp>

札幌司法書士会

検索